

境港市障がい児者プランの見直しについて

I 境港市障がい児者プラン（期間：平成27年度～令和5年度）について

境港市障がい児者プランの中で、障害福祉計画及び障害児福祉計画に該当する部分については、3年に1度見直しをする。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
① 障害者計画部分 (障害者基本法)	第3期障害者計画								
② 障害福祉計画部分 (総合支援法)	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
③ 障害児福祉計画部分 (児童福祉法)				第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		

① 境港市障害者計画・・・障害者基本法に定める「市町村障害者計画」

境港市における障がい者の状況等を踏まえた障がい者施策に関する基本的な計画

② 境港市障害福祉計画・・・障害者総合支援法に定める「市町村障害福祉計画」

③ 境港市障害児福祉計画・・・児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」

国の基本指針、県の考え方を踏まえた障害福祉サービスの提供体制の確保等を定めた計画

【参考】

- ・第3期障害者計画は「①生活支援、②保健・医療、③教育、文化・芸術活動、スポーツ等、④雇用・就業、経済的自立の支援、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安全・安心、⑧差別解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮」で構成。

- ・障害福祉計画は、このうち「①生活支援」を中心としたもの。

2 策定委員会での検討・協議事項

- 境港市障害福祉計画（第6期計画：計画期間令和3～5年度）及び境港市障害児福祉計画（第2期計画：計画期間令和3～5年度）の策定

新たな国の基本指針（令和2年5月19日告示）に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や各年度におけるサービス見込み量等について改定を行う。